



福祉医療費受給者証の更新に関するお知らせ

●問い合わせ・申込先

障害福祉課（☎82-1170）
こども福祉課（☎82-1175）

◎重度心身障害者医療費助成制度

受給者証の有効期限は、6月30日です。7月1日以降も制度の対象となる人には申請書を郵送しますので、6月30日までに更新手続きをしてください。ただし、「後期高齢者医療適用」と記載された受給者証を持っている人で、引き続き対象となることが確認できる人については、新しい受給者証を郵送しますので、更新手続きは必要ありません。

◎持参するもの

障がいの程度を証明するもの(障害者手帳等)、健康保険証、印判

◎申請場所

- 小野田地区に在住の人
障害福祉課
- 厚狭・出合・厚陽校区に在住の人
仮設山陽総合事務所
- 埴生・津布田校区に在住の人
埴生支所

◎問い合わせ先 障害福祉課

現在、所得要件に該当せず対象となっていない人や未申請の人は、**7月1日**から対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

◎乳幼児医療費助成制度・子ども医療費助成制度

現在、受給者証を持っている人で、児童の父母の平成27年度市民税所得割(税額控除前)合計額が136,700円以下であることが確認できる人は、新しい受給者証を7月下旬に郵送します。ただし、平成27年1月2日以降に転入した人や父母が他市町村で児童と別居している場合は更新手続きが必要です。

なお、所得要件に該当しなかった人

には、非該当通知を郵送します。

◎持参するもの

福祉医療費受給者証(持っている人)、児童の健康保険証、平成27年度所得課税証明書(転入者・児童と別居者)、印判

◎申請場所 こども福祉課、仮設山陽総合事務所、埴生支所

◎問い合わせ先 こども福祉課

現在、所得要件に該当せず対象となっていない人や未申請の人は、**8月1日**から対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

◎ひとり親家庭医療費助成制度

市民税所得割非課税の世帯(児童と同居する直系血族および兄弟のすべて)で18歳未満の児童がいるひとり親家庭の母・父および児童が対象です。現在、受給者証を持っている人は、7月31日までに更新手続きをしてください。

◎持参するもの

福祉医療費受給者証(持っている人)、健康保険証、印判

◎申請場所

こども福祉課、仮設山陽総合事務所、埴生支所

◎問い合わせ先 こども福祉課

現在、所得要件に該当せず対象となっていない人や未申請の人は、**8月1日**から対象となる場合がありますので、お問い合わせください。